

会 議 録

審議会等の 名称	平成２９年第１１回教育委員会（定例会）
開催日時	平成２９年８月２８日（月）１４：００～１４：５８
開催場所	山口市役所別館１階第２会議室
公開・部分公開の区分	部分公開
出席者	宮原委員長、佐々木委員、横山委員、竹内委員、佐藤委員、山本委員、岩城委員
欠席者	
事務局	中谷教育部長、磯部教育部次長、原田教育総務課長、伊藤教育施設管理課長、江山学校教育課長、井上社会教育課長、山田中央図書館長、磯部文化財保護課長、石川教育総務課主幹、岡本教育総務課副主幹
付議案件	議 案 （１）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について （２）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について （平成２８年度教育費決算の概要について） （３）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について （山口市立小中学校教育用コンピュータ等の取得について） 報告事項 （１）平成２８年度山口市奨学基金の運用状況等について （２）（仮称）第二次山口市生涯学習基本計画に伴う調査研究報告について
	宮原委員長 ただいまから、平成２９年第１１回教育委員会（定例会）を開会いたします。 会議録の署名につきましては、横山委員さんと山本委員さんをお願いしたいと思います。 本日は、議案３件、報告事項２件となっております。 それでは、まず、これらの公開・非公開を確認いたします。 議案第２号及び議案第３号につきましては、市議会に上程する案件でございますので、非公開にしたいと思いますがよろしいでしょうか。 非公開に賛成される方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手） それでは、議案第２号及び議案第３号については「山口市教育委員会会議規則第９条の２」に基づき、秘密会により審議いたします。 本日は、審議する順番を公開できるものから始めたいと思います。

	それでは、議案第 1 号の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について」、事務局から説明をお願いします。
儀 部 教 育 部 次 長	それでは、議案第 1 号について御説明をいたします。 資料の①でございます。議案につきましては 1 ページでございます。 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、下記のとおり議会に提出することにつきまして、お諮りするものでございます。 報告書の（案）につきましては、資料 A を御覧ください。 この報告書（案）につきましては、まず 6 月の定例会におきまして、スプリングレビューとして事務局が行いました事務の点検評価について御説明をさせていただき、御協議をいただいたところでございます。 次に、先月 7 月の定例会におきまして、報告書案についての外部有識者の御意見をお示し、さらに御協議をいただいたところでございます。 委員からの御意見によりまして、この報告書（案）の記述に変更をかけたのは、11 ページの成果指標①、学校図書館図書標準の達成状況のグラフにつきまして、縦のメモリ数値を等間隔にするよう修正をかけております。 それ以外につきましては、7 月の定例会でお示しました報告案と同じ内容としております。 なお、点検評価に關していただきました全般的な御意見のうち、特に外部有識者からの意見をどのようにいただくのがよいか。あるいはよい評価の仕方などにつきましては、今後委員の皆様方に御意見を伺いながら整理をさせていただきたいと考えております。 議案第 1 号につきましては、以上でございます。
宮原委員長	ありがとうございました。 それでは、議案第 1 号について、御意見や御質問等はございませんか。 十分審議されているものですので、ないようでしたら、第 1 号議案について承認される方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認いたします。 続きまして、報告事項に移ります。報告第 1 号の平成 28 年度山口市奨学基金の運用状況等について、事務局から説明をお願いします。原田課長。
原 田 教 育 総 務 課 長	それでは、報告第 1 号平成 28 年度山口市奨学基金の運用状況等について御説明を申し上げます。

	資料の①議案の２２ページ、２３ページを御覧いただきたいと思います。 山口市の奨学金制度は、進学意欲と能力を有する者で、経済的理由により就学困難な者に対し、修学上必要な学資を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的に創設したものでございます。 山口市奨学基金は、この奨学金の貸与及び返還に資するため設置、運営いたしております。 それでは、平成２８年度山口市奨学基金運用状況でございます。 平成２７年度末現在高でございますけれども、貸付金２,２７０万５,０００円、現金６,９９０万７,１６４円でございます。 平成２８年度中増減高につきましては、貸付金２３８万２,５００円、現金ですがマイナスの１９５万８,３７０円でございます。 平成２８年度末の現在高につきましては、貸付金２,５０８万７,５００円、現金６,７９４万８,７９４円となっております。 次に、平成２８年度中貸付金増減高の内訳でございます。貸付金が６００万円、返還金がマイナスの３５２万２,５００円、過年度分の返還金がマイナスの９万５,０００円でございます。合計で２３８万２,５００円となっております。 次に、平成２８年度中現金増減高の内訳でございます。貸付金がマイナスの６００万円、返還金が３５２万２,５００円、過年度分の返還金が９万５,０００円、寄付金が４０万円、利子２万４,１３０円でございます。合計がマイナスの１９５万８,３７０円となっております。 次に、２８年度奨学生の採用状況でございます。まず、応募人数は８人ございまして、うち採用いたしました者が８人、辞退した者が２名ございまして、最終的な奨学生が６名でございます。辞退の２名につきましては、他の奨学金を受けられたことにより辞退されたものでございます。 次に、２８年度末時点の奨学生の状況でございますけれども、貸付中の者が１３名、返還中の者は１７名、年度中に完納した者は２名、返還据置中の者は２名でございます。返還の据え置き２名につきましては、いずれも大学院に進学されたため、２年間の据置措置をいたしております。 参考までに右側に記載しておりますのは、平成２９年度の奨学生の採用状況ございまして、平成２９年８月現在の奨学生の状況を記載いたしております。 以上で報告第１号については終わります。
宮原委員長	それでは、報告第１号について、御質問や御意見はございませんか。 竹内委員。
竹内委員	参考の平成２９年度奨学生の採用状況のところで、辞退者が１名あり

	ます。これは他の奨学金を受けられるということですか。
原田教育総務課長	はい。これは他の奨学金にされるために辞退されたものでございます。
宮原委員長	ほかにはございませんか。岩城教育長。
岩城委員	応募人数が、例年より少ないですね。
原田教育総務課長	２９年度の応募状況は、御指摘のとおり２名ということで、近年におきましては非常に少ない状況になっております。 この原因につきまして、事務局として考えておりますのは、今年度から国によります奨学金制度の改正がございまして、御承知のように給付型の奨学金が開設されたことと、無利子貸付の枠につきましても、大幅に枠をふやされています。その関係で低所得者の方についても、いわゆる学力判定の免除というものが始まりまして、国の制度が非常に大きくなったというのがございまして、そちらで借りられた方が多かったのではないかということ想定しております。 今年度につきましては、応募者が２名と非常に少ない状況で、借りられる方は結果的に０名という形になってしまっておりますが、このことにつきましては、事務局で精査をいたしてまいりたいと考えております。
宮原委員長	ほかにはございませんか。山本委員。
山本委員	国の奨学制度の場合に、返還がなかなか困難であるということが話題になりましたけど、本市では、そういう問題はありますか。
宮原委員長	原田教育総務課長。
原田教育総務課長	本市の返還状況につきましては、今のところ計画どおりに返済されております。若干おくれられる方もございますけども、連絡をとりまして、返還していただいている状況でございます。
宮原委員長	ほかにはございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、報告事項に移りたいと思います。 報告第２号の第二次山口市生涯学習基本計画に伴う調査研究報告について、事務局から説明をお願いします。井上課長。
井上社会教育課長	報告第２号（仮称）第二次山口市生涯学習基本計画に伴う調査研究報告について御報告いたします。 議案の①の２４ページ、最後のページでございます。説明につきましては、資料番号③を御覧ください。 去る８月９日に、山口市社会教育委員会議原田議長から岩城教育長へ調査研究報告書が手交され、木橋副議長が報告書の概要を説明されたところでございます。 御案内のとおり今回の報告書につきましては、平成２９年１月１１日に、「地域の学びを支援するために必要な人材の育成に関する調査研究について」ということで市長から依頼されておまして、平成２９年２

	月13日以降社会教育委員会議の際、3回にわたり検討委員会を実施し、委員の皆様にご検討いただいたものです。 内容についてでございますが、この御報告書にありますセンターに求められる「地域」の概念は、都市化の進展とともに変化しており、市におけるセンターの管轄範囲は、行政区として便宜的に区分分けされ設定されております。 形式的な地域ではなく自主的な地域の捉え方を明確にした上で、センターにおける社会教育活動については、手法や内容について実情に即して行うことが大切であると考えられておりました。 また、地域課題によっては、複数のセンターが連携し、事業展開を企画し、行政区に縛られることなく、自由な発想をもって活動を拡大することをございました。 3ページからは、センターに必要な「学び」、「支援」、「人材」が明記されており、6ページ以降は地域の核としてのセンターの役割やセンター職員に求められる能力及び育成のあり方が記してございます。 地域の核として、また協働のまちづくりの活動拠点制度として、総合的な学びと実践の施設としてのセンターの役割は重要でございます。 生涯学習、社会教育は人づくりであり、それが地域づくりとなることから、地域交流センターは地域の人々が集い、センター職員が業務にかかわる中で熱意と喜びに満ち、気概を持って協働のまちづくりを推進していくことが期待されております。 本市における生涯学習にかかわる各種施策を計画する上で、地域のつながりの中で地域を学び、その学びが地域住民の地域の活性化のために結びついていくというように、学びの環境づくりが重要とのございました。委員の皆様には、委員それぞれの立場で社会教育の見地から御意見を賜ったところでございます。 今後この調査・研究を基礎に明記されている社会教育委員会議の皆様からの御意見を踏まえまして、本市における学びの各種施策を講じ、関係部署と密接に連携しながら生涯学習、社会教育を推進してまいりたいと考えております。 以上で報告第2号の説明を終わります。
	宮原委員長 それでは、報告第2号について、御意見や御質問ございませんか。佐々木委員。
	佐々木委員 調査報告書の3ページの上に（3）地域交流センターと「地域」というのがありまして、その2段落目ですけれども、「したがって」という段落ですが、一読して意味をとりにくいといえますか、わかりにくいので、文章表現をちょっと、よりよいものにされてはどうかというのが一つ。 そのこととも実は関係するのですが、このポイントは「形式地域」

	ではなくて「実質地域」の捉え方を明確にして、そちらに変えていくという、そういうことになっているかと思うのですが。 そのことを実際にやろうとすると、「形式地域」のほうは行政区など、ある意味定めているという、そういうものですが、それを否定する形で、そうではなくて「実質地域」にしていくんだということになりますと、「実質地域」そのものは、2ページの類型のところの説明にありますように明確な線引きはないので、別にそれなりの指標を、指標と言っても気候とか地質とかいうような指標だけではなく、恐らくその合成的な指標を定めるようなことまでして、実質的な地域というものを明確にする作業が待っていると思うのですが、そこまでするような感じに読めてしまうのですが。 この調査研究も結局は、教育委員会が市長さんに返事をする形になるので、私としてはこの「形式地域」ではなく「実質地域」にするということは非常に大きなポイントになると思うので、教育委員会としては確認をしっかりとったほうがいいと思いますし、そのとおり「実質地域」というふうにするのでしたら、そこから先の研究といいますか検討がかなり大きなものになると思っております。そこらあたりを確認したいというのがあります。
宮原委員長	よろしいですか。
井上社会教育課長	委員の皆様から見た御意見ですが、行政区域は皆さん御存知だと思いますけども、例えば宮野と大殿地域、境がございます。学校区の違いによって行事とかが違う場合もございますし、吉敷とか大歳とか、実際の行政区域はあるものの、小学校とかの行事がその2つにまざるということも考えると、その行政区域に縛られることなく地域交流センターの活動も行っていくべきだという御意見がございます。
宮原委員長	全てを「実質地域」ということではなく、実際に行われている活動を踏まえた「実質地域」ということですか。
井上社会教育課長	地区の運動会やお祭りで、例えば宮野地区と大殿校区をまたがるところは、宮野のお祭りであっても大殿地域にお知らせが届くようになっております。そういった活動内容によっては、行政区にとらわれることなく、实际的に地域の中で活動して、交流センターの中で活動している方にも活動の手法とか内容を配慮すべきだということと言われております。
宮原委員長	現在、既に「実質地域」として行われている部分があるということですね。
井上社会教育課長	そうです。例えば、お祭りとか運動会で、該当の行政区だけではなく、隣接する行政区についてもお知らせをするということを実施しております。
佐々木委員	地域交流センターは、24ぐらいありますよね。

	井上社会教育課長	21です。
	佐々木委員	21ですか。
	井上社会教育課長	はい。分館を入れて29です。
	佐々木委員	29ですか。地域のまちづくり協議会だったか、それが21だったんですかね。
	井上社会教育課長	そうですね。
	佐々木委員	中学校区の対象が17あって、多層性というか複雑性みたいなものがある中で、今のこの「実質地域」の捉え方を明確にしてというのは、現状がそのように、ある程度やられているので、それを追認するような意味、範囲だということであればわからなくはないです。何かこの報告書は曖昧なまま地域という言葉を用いられているのが実情だとか、「形式地域」ではなくて、「実質地域」を明確にするとかという、何か現状否定型のようにも読めるのですけど。 今既にある、そういう多層的な複雑な構成を肯定する程度の文章ではないような、何かもっと大きなことをやるような感じにも読めてしまうので。そうなったときに、地域の概念とか定義を捉え直すと言われましたけれども、それはどうになりましたかと、例えば二、三年後に。地域交流センターで言うところの地域というのは、こうですというふうな、先々そういう新たな答えが求められるかのような表現になっているのかなと思ったものですから。 私自身は、ある意味曖昧なまま使われているのも、それはそれで意味があるかなとは思っているのですけど、そこら辺がよくわからなかったのと、どうなるかと思ったものですから。
	宮原委員長	教育部長、よろしくお願いします。
	中谷 教育部長	今回、調査研究報告ということで社会教育委員さんから御報告をいただいて、こういう御指摘をいただいた点もございましたけれども、御指摘は確かにそのとおり、さまざまな複層的な問題は生じています。 例えば具体的に言いますと、宮野と大殿の境では、もともと例えば上金古曾という自治会と、それから下折本という自治会をまたがって折本1丁目という住居表示地区をつくっている。折本1丁目は大殿と宮野の自由選択で、折本2丁目は宮野というような、もともとの旧宮野村と旧山口町の境と、それから住居表示と学校区、この3つの要素が複雑に入り組んでおります。 実は地域交流センターはもともと旧町村単位をエリア概念として持っているものですから、地域の運動会の際に大殿学校区の生徒が宮野学校区の生徒の中にまぎって、ほんの一部入っていたりすると、やはり帰

	属意識であるとか、そういうものが薄い中で居心地が悪いというような状況もかなり前から生まれてはおります。 ただ、現実的な対応として、行政区域というのは行政をコントロールすべきエリア概念として設定いたしますが、先ほども申しました上金古曾や下折本などについては、住民みずからが、どこの町内会に帰属するかというのを選択されますので、必ずしも行政がエリアコントロールするというわけでもないので、その問題はそう簡単には解決はできないような状況ではございます。 だから、社会教育委員さんの議論の中では、さまざまな主体が、社会教育を実施しようとするとき、そういう状況が発生していますねと。より地域に根づいた取り組みの方向にシフトしていただくことが必要ですよみたいなニュアンスの指摘であると受けとめております。 今後また本当にどういう細かい課題が起こっているのかというのは、中身的には地域生活部の所管事項にもなりますので、問題が発生している事項については、きちんと手当をしていくことと。それから歴史背景もありますので、対応としては緩やかな対応をしていかざるを得ないかなというふうに、今事務局としては受けとめているところでございます。
佐藤委員	そのことと関連してなんですが、先ほど佐々木委員さんが言われたみたいに、２段落目の国語的表現が何か。多分「したがって、山口市におけるセンター管轄範囲は、行政区として便宜的に区分けされ、設定されているという観点」からではなくて、設定されているから実際にはさっき言われたみたいないろんな事情がある、その観点からですね。 なので、その部分が省かれているのに、いきなりそうじゃないと書いてあるから、少しわかりにくいのかなと。ここにもう一文先ほど言われたようなことが入って、そういう観点から見直すということが大切なのかなと思います。やっぱり「形式地域」ではなくてはなくて、先ほど課長さんがおっしゃったみたいに、「だけでなく」とかにとらわれることなくということなのかなと思いました。 今のとは、全く違うことになりますが、誤植がちよっと多いかなと思います。例えば、２ページの表の下側の表の実質地域のところで、「規定された地域のことで」の「の」が抜けていたりとか、９ページのところの③「プランナーとしての」の「と」の前のところが要らないかなと思ったりして、ほかにも何か所か思ったのですが、どこか私も忘れてしまったのですが、誤植が目立つと思いました。
中谷教育部長	報告書そのものとしては、成案化して教育長に提出されたものでございますので訂正はできませんが、もう一度きちんとチェックして、外に出るときには、誤植のない状態に修正させていただきます。
山本委員	これは成案化されたものだから、文章を修正することはできないということですね。

	中谷教育部 長委	それは困難ですが、誤植については、修正いたします。
	宮原委員長	補足というか、言いかえのようなものは難しいということですか。
	山本委員	ちょっとよろしいですか。
	宮原委員長	はい。
	山本委員	今の御意見を「形式地域」のみにとらわれることなく、「実質地域」の考え方を尊重した上で、センターの社会教育活動にとすれば、素直に読めるのですけど。表現の問題だと思います。
	中谷教育部 長	そうですね。私も当初案をいただいたときに、なかなか難しいなと思ったのは、いわゆる「実質地域」を「気候、地質、地形、文化、風土など実質的な指標によって規定された地域のこと」として定義がしてあるのですけど、そもそも実質的な指標というのが何なのかということ。エリア概念を突っ込んでいくと、際限のない議論になってしまいます。 ただ、社会教育委員さんが議論されているのは、いわゆる行政区域と実質的な住民のつながりのエリア概念というのにも差があるし、学校区にも差がある。また、先ほど委員さんからの御指摘があったいろんな要素によって、エリア概念が複層しているという状況に対する問題点を、表現したかったというのが本音なのかなと思っております。御指摘いただきました国語的表現の部分については、きちんとチェックさせていただきますので、今回はこれで成案としたいと思います。よろしくお願いします。
	宮原委員長	変えられるところのチェック等についてよろしくお願いします。 この件についてはよろしいでしょうか。
	山本委員	別の件でよろしいですか。
	宮原委員長	はい。
	山本委員	同じ3ページです。3のセンターに必要な「学び」の（１）で、「学び」の基礎的な概念、一番下です。学校教育においても座学を中心としたこれまでの「学び」の概念が変わる、座学を中心としたこれまでの「学び」の概念が、「座学を中心とした」と言っているのかと、とても気になりました。 今は「学び」というところ自体は、随分広汎にある意味曖昧にとらわれている時代であるので、「これまでの」というのがどこまでを言うのか、その辺が、もう今の時代は概念そのものが変わっている、いろいろな物議を醸し出しそうだなというのがありますね。
	宮原委員長	「座学を中心とした」ということについて、委員さんは、どういうことをイメージされて、そういうふうに言われたのでしょうか。
	井上社会教	難しいですね。これはすでに提出されたものなので、市長部局とお話

	育課長	するときには、この辺はどういう思いがあってこういうふうを実施されましたというのを、御説明させていただきたいと思います。
	宮原委員長	市長部局の方に御説明されるときに、今出たようなことを、補足して説明していただければと思います。
	中谷教育部長	生涯学習の基本計画策定に関する一つのテーマとしての報告書でございますので、実際この文章がそのまま何かに使われるということでもございませんので、今おっしゃるような、これまでの学習指導要領が座学を中心としたものであったかのような表現は、確かに微妙でございますので、本当に修正までするのか、それとも委員長さんから御指摘もいただいたように、運用の中でそこをもう少し正しい表現に改めながら、この報告書を活用していくかというところについて検討させていただいて、いずれにいたしましても正しい形にはさせていただきます。
	宮原委員長	佐藤委員さん。
	佐藤委員	さきほど地域について、2ページの表で、あまりしっかりと検討していないけど記載されていると言われたのですが、これは、どこかからの引用ですよ。この委員会が、この報告書の作成にあたり考えたものではないのですよね。引用したものを報告書として出されるのであれば、出典を記載する必要があるかと思うのですけど。
	佐々木委員	関連してもう1点、よろしいですか。
	宮原委員長	はい。
	佐々木委員	センター職員に求められる能力ですとか育成というのは、市長さんからの依頼文書の中でも能力や育成のあり方について所見を求めるといようなことで書いてあるので、そういう理由もあってお尋ねをいたします。 8ページの中ほどにあります、一般行政職員が人事異動によりセンターに配属されるということで、通常の人事異動と同様に基本的な配属期間であるとか、配属の仕組み、システムだとかいようなことは、特に配属前に何か準備がなされるとか、あるいは特別な期間、例えば通常よりも年数が多く長い期間ここに配属されるだとか、そういう特別なものというのは現状なくて、一つの人事異動として配属されて、また別の部署に移っていかれるというような、そういうイメージのものなのでしょうか。
	宮原委員長	よろしいですか。
	井上社会教育課長	一般的に、人事異動として地域交流センターに配属されるということですが、職員の中には社会教育主事の免許を持っていたり、また、在任期間中に主事の免許を取得したりする職員もおります。教育委員会や市長部局が実施いたします研修の中で、こういった社会教育としての必要なスキルアップは、十分に行っていると考えております。

	宮原委員長 佐々木委員。
	佐々木委員 特に依頼文書の中でそういう文言があったので、例えば一般行政職員としてのキャリア全体を考えたときに、これぐらいの経験年数で、このような時期に、こういうタイミングでつく可能性が高いので、それを見越して40年間キャリアの中でこういうふうに育成していこうとしているとか、そういう全体像というか背景の何かがあって、あるいは現状をこのセンターの職員の中で、能力、その他育成関係でこういう課題があるので、より具体的には、こういうことを検討してほしいというようなのが背景にあってのこの依頼かと思ったものですから。そうではなくて、それぞれ今までも研修等なされているし、一般論的なことでの依頼であるならば、これでもいいかなとは思っています。そういったことを含めてお尋ねしたところです。
	宮原委員長 かなりの能力が必要で、異動の3年間のうちにこれだけの専門性を身につけていくというのは、難しいお話です。キャリア行政の中で、それから地域の中で、センターの職員さんとして、どれだけちゃんとしたスキルを身につけられるか。また、それが使えるかということも含めての提言だと思いますので、市長部局のほうで人事のあり方までを含めて、御検討いただければなというふうに、個人的には思います。 ほかには何かありませんか。よろしいでしょうか。 それでは、議案に移ります。 議案第2号の議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について、事務局から説明をお願いいたします。
礒部教育部 次長	議案第2号、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について説明を申し上げます。 議案資料①を御覧ください。2ページからが議案第2号に関するものでございます。 このうち4ページから9ページにつきましては、山口市の一般会計の歳入歳出決算に係るものを載せております。 また、10ページから12ページでございますが、これは山口市の財産に関する調書について載せております。この決算のうちで教育費に関する部分について、教育委員会の意見を求めるものでございます。 はじめに、山口市一般会計歳入歳出決算のうち、教育費の決算について御説明を申し上げます。 教育費の決算につきましては、議案参考資料②にまとめておりますので、こちらで説明をさせていただきます。 それでは、1ページを御覧ください。 一般会計歳出決算のうち、教育委員会事務局全体の状況について御説明を申し上げます。 平成28年度の予算現額は当初予算額に前年度からの繰越額、補正予

算額を加えまして、５８億９,５５３万４,０００円で行いました。これに対しまして支出済額は４２億６,７５５万１,２５５円で、執行率は７２.４％となっております。このうち翌年度に繰り越しました１１億２,０７５万６,５８０円を除きました執行率は８９.４％で行いまして、不用額は５億７２２万６,１６５円となっております。

また、平成２８年度の支出済額について、平成２７年度の支出済額５１億５,６２７万９,４３４円と比較いたしますと、８億８,８７２万８,１７９円の減となっております。

この減の主なものといたしましては、小学校費が約５億６,０００万円の減、それから中学校費が約１億５,０００万円の減、それから幼稚園費が約１億６,０００万円の減などで行います。

小学校費の減の主な要因といたしましては、緊急で進めておりました学校施設の耐震化工事が２７年度で完了しましたことから、２８年度については学校の建設費が約３億２,０００万円の減となっております。

また、ＩＣＴ環境の整備については、小学校、中学校の順に整備することとし、小学校については平成２７年度を中心に行いましたことから、情報教育環境整備事業費が２８年度は約１億１,０００万円の減となっております。

また、教科書の採択替えによる教員の教科書等を２７年度に購入しておりまして、２８年度はその影響で教育振興事業費が約８,０００万円の減となったところが主な減少の要因で行います。

中学校費につきましては、学校施設の耐震化工事の完了によりまして、学校建設費が約２億８,０００万円の減、ＩＣＴ環境の整備を中学校が平成２８年度に行いましたことから、情報教育環境整備事業は約９,０００万円の増となっております。

また、中学校の教科書の採択替えに伴う教員の教科書等の購入を２８年度に行いましたことによって、教育振興事業費に約２,６００万円の増などが主な内容で行います。

幼稚園費の減につきましては、施設の耐震化工事の完了による工事費の減が主な要因で行います。

続きまして、資料の２ページを御覧ください。

２ページからは教育費の決算額について款項目別に各部の内訳を示しております。このうち不用額の大きいものについて、主な不執行理由について説明を申し上げますが、右から２列目の繰り越しを除く執行率、これが９０％未満で、かつ一番右の列の不用額が１００万円を超えるものにつきましてピックアップして説明をさせていただきます。

はじめに１０の教育費のうち、上の１の教育総務費、その中の２番の事務局費、その中の学校教育課所管分で行います。これにつきましては、支出額が３,９６１万３,６２３円で、執行率は８９.８％、不用額は

449万8,377円となっております。これは子どもの笑顔づくり事業において、教育相談員の人材が確保できなかったことや不登校支援員やSSWの旅費が予算額を下回ったこと。学校教育事務局費の全国大会出場補助金が予算額を下回ったことなどによりまして、不用額となったものでございます。

続いて、同じページの一番下の行でございます。10教育費、2小学校費、3学校建設費の教育施設課所管分につきましては、支出額が8億1,846万4,915円で、執行率は80.2%、不用額は2億260万6,085円となっております。これは大内小学校校舎増築事業や小学校施設増改築事業、同じく長寿命化事業、安心・安全推進事業の工事費ほかにつきまして、入札の減によって不用額が発生したものでございます。

続きまして、3ページでございます。

10教育費、3中学校費、3学校建設費の教育施設管理課所管分につきましては、支出済額が3億6,733万6,268円で、執行率は74.6%、不用額は1億2,527万8,732円となっております。これは平川中学校仮設校舎整備事業や中学校施設増改築事業、同じく長寿命化事業や安心・安全推進事業の工事費ほかにつきまして、入札の減により不用額となったものでございます。

続きまして、3ページの下から2行目になりますが、10教育費、4幼稚園費、1幼稚園費のうち、教育施設管理課所管分につきましては、支出済額が1,683万5,489円で、執行率は82.1%、不用額は367万9,511円となっております。これは幼稚園施設管理費や幼稚園施設安心・安全推進事業の工事費ほかについて、入札減により不用額となったものでございます。

続きまして、4ページでございます。10教育費、6保健体育費、2学校給食費のうち教育総務課所管分につきましては、支出額2億7,441万9,104円で、執行率89.8%、不用額3,111万5,896円となっております。これは臨時給食調理員の勤務の実績及び燃料費が当初の見込みを下回ることから、不用額となったものでございます。

続きまして、資料①に戻りますが、資料①の10ページを御覧ください。

10ページから財産に関する調書でございますが、このうち教育委員会に関するものにつきまして御説明をいたします。

はじめに10ページの上側の表でございます。この表は公有財産のうち土地及び建物についてお示しをしているものでございますが、この中で教育委員会に関係するものは、公共用財産の学校がでございます。学校のところでございますが、このうち土地につきましては、平成28年度に945.13平方メートルの減、年度末現在高は107万2,365.60平方メートルとなっております。

	この土地の減の内容につきましては、まず増加分といたしましては、さくら小学校駐車場土地について、1,132平方メートルを管財課から分類替えしたものがございます。 また、減少分としましては、廃校となりました旧島地中学校の敷地の一部を消防車庫等の用地として消防本部に所管替えをいたしましたほか、小学校3校、中学校1校の敷地の一部を市道拡幅用地として道路河川管理課に所管替えをしたものが、合わせて2,077.13平方メートルでございまして、増加分と減少分を差し引きいたしますと945.13平方メートルの減となったものでございます。 次に、建物についてでございます。平成28年度中に木造が1,799.10平方メートルの減、また非木造は450.11平方メートルの増となっております。木造の減の内容につきましては、廃校となりました旧嘉年小学校、旧篠目小学校、旧島地小学校、旧柚野中学校の建物を解体いたし、1,799.10平方メートルの減となったものでございます。 また、非木造の内容につきましては、増加分としまして教育支援センターあすなろ第1学級の新築と、大内小学校校舎調理場の増築で1,447.19平方メートルの増、減少分は各廃校の建物を解体したうちの非木造部分を合わせて997.08平方メートル、差し引きしますと450.11平方メートルの増となったものでございます。 続きまして、12ページを御覧ください。 12ページから13ページにかけて（7）出資による権利についての表がございます。この中で教育委員会が関係しておりますのは、13ページの上から8つめの団体でございますが、一般財団法人山口県教育会に対する出資金がございます。これにつきましては、平成28年度中の増減はなく、年度末現在高は403万1,000円でございます。 続きまして、19ページを御覧ください。 一番下の項目になりますが、（27）山口市奨学基金についてでございます。貸付金につきましては、28年度中に238万2,500円の増で、年度末現在高は2,508万7,500円。また現金は28年度で195万8,370円減少し、年度末現在高は6,794万8,794円となっております。 この奨学金の詳細につきましては、先ほど報告第1号で説明をさせていただいたところでございます。 議案第2号についての説明は以上でございます。
宮原委員長	議案第2号について、御質問、御意見はございませんか。よろしいでしょうか。 では、議案第2号について承認される方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）

	ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認いたします。 続きまして、議案第３号の議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について、事務局から説明をお願いいたします。江山課長。
江山学校教育課長	それでは、議案第３号議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について、山口市小中学校教育用コンピュータ等の取得について説明いたします。 議案集①の２１ページをお開きください。 ７月１９日、条件つき一般競争入札を行い落札業者が決定いたしましたので、その請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。 取得金額２,１３８万４,０００円、取得先、山口市駅通り一丁目７番１４号、山口視聴覚機器株式会社、代表取締役河部秀幸でございます。 本案件は、山口市立小中学校のパソコン教室に設置しているコンピュータの更新案件であり、小学校２校３５台、さくら小１７台、徳佐小１８台。中学校４校、１４４台、宮野中３６台、小郡中３６台、鴻南中３６台、平川中３６台と予備機１１台を合わせまして１９０台を取得するものでございます。 以上で議案第３号の説明を終わります。
宮原委員長	それでは、議案第３号について、御意見や御質問はございませんか。佐々木さん。
佐々木委員	応札というか入札がされたときの業者数はどのぐらいですか。
江山学校教育課長	３社ほどございました。
宮原委員長	ほかにございませんか。よろしいでしょうか。 では、ほかに御意見や御質問がないようでしたら、議案第３号について承認される方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手) ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認いたします。 以上で、本日の付議案件については終了いたしました。 次回の定例会は、こちらの第２会議室で、９月２７日（水）午後２時からの予定です。 以上をもちまして、平成２９年第１１回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

署名	上記のとおり相違ありません。 平成29年8月28日 委員長 _____ 署名者 _____ 署名者 _____ 会議録調製 _____
----	---